

15.2.2
第 50 号

内務大臣 若槻 禮次郎 殿
 東京警備司令官 殿
 社會局長官 岡 隆一郎 殿
 憲兵司令官 松井 兵三郎 殿
 東京地方裁判所 檢事 正 殿
 北海道 京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫 殿
 福岡 廣島 岡山 静岡 岩手 青森 殿
 各廳府縣長官 殿

勞 務 第 一 号 号
 大正十五年一月二十九日

警視總監 大 田 政 弘

父兄母姉諸賢へ

またつは會社の課長連が、昨年下半年に於て電報用紙(約六七萬圓)設備の不備から度々水言(約五萬圓)某雜誌の仕損いなど多額の欠損を仕出来、したのを埋合せのため、事業縮小するのだといふことの一つの原因です。
 しか、しそんなことは會社重役、課長連の誤りであつて、決して従業員が主責任ではない。吾々はお互に従業員全体を福利のため、首切られるなら全部、助かるならまた全部といふ誓いで、みんな一致團結して居ります。
 三、平まが吾々従業員の上に立ち、大きな顔をしてゐる、工長とか、職長とか、助手とか、小連中だけが會社の彼等(忌)課長連にゴマ擦つて、吾々従業員かどうならうと自分勝手なやりかたといふ態度をとつて居ります。
 五、おやうな譯でありまして、いまは此のストライキが、一大社會問題として、小石川市民大會、大堅白山御殿、戸崎、各町聯合大會等も開かれてゐる有様であります。
 六、どうか吾々従業員千人の立場を諒解下さい。父兄、母姉、諸賢におかれまして、何卒御後援の程を伏して願ひます。以上

出版 勞働組合
 小石川第一支部、第二支部
 共同印刷所 爭議園 一同